

各部局長 殿

環境安全保健機構長
吉 崎 武 尚

令和4年度における雇入時の健康診断について（通知）

標記のことについて、下記のとおり実施しますので、採用前後の手続きの一環として、雇入時の健康診断の申込みと受検案内についてよろしくお願ひします。

令和4年度も引き続き、新型コロナウイルス感染対策をとったうえでの実施とさせていただきますので、ご理解とご協力をお願いします。

記

1. 雇入時の健康診断の受検予約と事前問診について

雇入時の健康診断の対象となる教職員本人に採用前後に受検案内いただき、職員番号により、予約サイトから直接申し込みをお願いします。

各部局においては、採用時前後に本人配布の書類等にあわせて、対象者（常勤職員及び非常勤職員（週30時間勤務者））への「雇入時の健康診断のご案内と注意事項」と検尿容器を配布のうえ、手続き案内をお願いいたします。

（対象者と予約時期）

令和4年1月1日～令和4年3月1日 採用者 4月 8日（金）以降予約可

令和4年3月2日～令和4年4月1日 採用者 4月11日（月）以降予約可

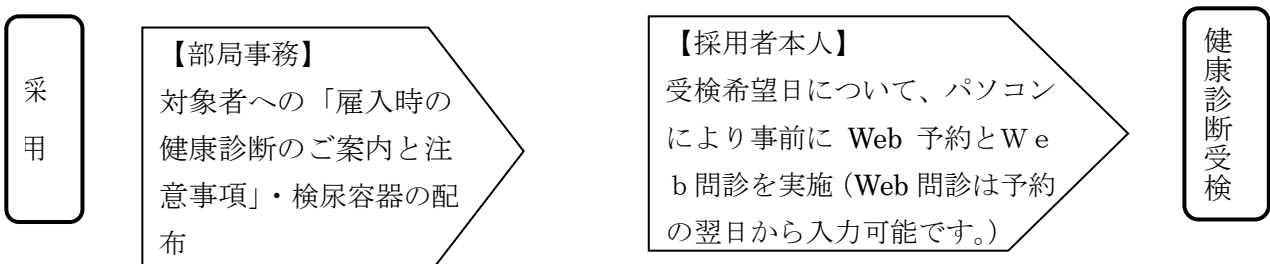
※ 令和4年4月2日以降の採用者 各月1日付け採用者については当月の10日前後から、2日以降月半ばの採用者については、翌月10日前後から予約可

※ 4月2日～5月1日採用者 5月10日前後から予約申し込み可

5月2日～6月1日採用者 6月10日前後から予約申し込み可

※ 採用者本人が学内でインターネットを利用できる環境にない場合は、部局内で代行していただくか、もしくは「雇入時の健康診断のご案内と注意事項」をお手元にご用意の上、保健衛生掛（内線16-2420）までご連絡いただくようご案内願ひます。

2. 健康診断受検までの流れ 健康診断結果は翌月末前後にお返しします。



3. 例外的に雇入時健康診断受検申込書（別紙）の必要な者

時間雇用職員のうち、一週間の勤務時間が週30時間未満として採用後、勤務日数または勤務時間の変更により、一週間あたりの勤務時間が週30時間となった者
(採用日現在の雇用契約上の週あたりの勤務予定時間数で確認してください。)

4. 採尿容器について

採尿容器は、雇入時の健康診断専用のものであります(添付参照)。部局在庫に不足が生じる場合には、恐れ入りますが、保健衛生掛(内線16-2420)あて、送付先及び必要数をお知らせ願います。

連絡があり次第折り返し送付いたします。

5. 令和4年9月実施予定の職員一般定期健康診断時の受検について

4月1日から8月1日までの間に採用された方で、8月までに受検できなかった方については、予約なしで9月に実施予定の職員一般定期健康診断期間中に雇入時の健康診断として受検いただくことができます。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、毎月の雇入時の健康診断の予約数を制限していることもありますので、こちらの機会も利用できることとします。

なお、9月受検の場合、職員一般定期健診でオプション設定しています胃の検査、大腸がん検査は受検できないことと、健康診断結果のお知らせは12月中旬となりますので、予めご了承ください。

6. その他

雇入時の健康診断は、事業者が採用直後のおおむね採用後3ヶ月以内に実施することとなっていることから、採用日の翌月から3ヶ月以内の期間として実施します。

新型コロナウイルス感染症の関係や、特別な事情で産業厚生部門が認めた場合は、若干の猶予は考慮することがありますが、原則3ヶ月を超えての実施はいたしませんので、受検もれのないようにお願いします。

非常勤職員にかかる雇入時健康診断の費用の一部(外部委託検査費用)に関しては、部局負担(後日費用付替)となります(令和3年度参考単価:2,600円/人)。

当該年度の契約単価により変動しますので、ご了承をお願いします。

(隔地施設においては、当該健診にかかる血液検査・尿検査相当額を費用付替とする予定です。)

(RI健診との2回採血の回避について)

放射線業務及びエックス線業務従事者となるもので新規教育訓練免除者の方は、雇入時の健康診断で実施する血液検査の際に同時に採血することができます。

ただし、事前申し込みが必要となりますので、雇入時の健康診断予約と同時に所属部局のRI関連業務担当者へ連絡願ひ、書類による依頼手続きをしていただいでください。

検査当日にお申出いただきますが、事前申込みなしにはRIに関しての採血は実施出来ませんので、あらかじめご確認ください。

7. お問い合わせ

- ◇ 受検予約、事前問診入力 → 健康管理室予約担当 (2419)
- ◇ 企画その他 → 施設部環境安全保健課 保健衛生掛 (2420)
- ◇ 健康診断実施 → 健康管理室 (2405)